

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2805号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

パシヨウ
(東京都)



も く じ

政 策
フ ォ ー ラ ム
情 報
随 想

- 予防接種部会の第二次提言について……………厚生労働省健康局結核感染症課長 正林 督章(2)
- 高森町の「PRIDE」「FUN」「LOVE」をデザインする
〜タウンプロモーションの取組〜長野県高森町……………(6)
- 町村Navigator……………(10)
- 新燃岳(霧島山)と共に生きる……………宮崎県高原町長 日高 光浩(11)

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

放棄地・空き家を正しく始末したいが

九州大学大学院法学研究院教授 木佐茂男

耕作放棄地や倒壊の危険性のある空き家が増え、田舎と都市部を問わず、自治体関係者が危機感を強めている。ただし、ここでは、行政担当者の目からではなく、当該自治体の外に住む耕作放棄地と空き家の所有者の視点で考えてみたい。

筆者は、某政令市で自治基本条例を策定する際に、不在地主がもたらしている諸問題を念頭に置いて、彼らを「市民」に含め、放置不動産の管理義務を課すことを提案し採用された。ところが、その策定中には、自分がかさにその不在地主であることに気づいていなかった。筆者の実家でも、各200㎡程度の田畑がすでに耕作放棄地である。この両土地は、手押し一輪車さえ入らない袋地。無償で貸していた農家の方々も高齢で返還された。固定資産税は年額でたかだか418円と223円でしかない。問題は、放棄地になると雑草や地下茎が繁茂し隣地に迷惑をかける。袋地となっている自宅は、市場価格も成り立たない空き家・宅地になる。山中の不利用の墓土地も入れると7筆の土地すべてが放棄地にな

る。地元の数軒の不動産屋を訪ねて相談したが、土地も宅地も無価値どころか夕夕でも引き取り手はないと言う。老朽家を壊せば、更地となり6倍の税額になるから、ボロ家屋になり景観を害しても、年金で払うのは難しくなる。

目の黒いうちに金をかけてでも誰かにきちんと法的に渡したいが、無理のようである。地元の農業委員会をはじめ、関係ありそうな組織に手当たり次第に尋ねた。国の財務局にも相談したが、結局解決策がないと告げられた。公的機関も仮に金銭を出しても引き取ってくれない。昨年(2011年)秋にスイスで多数の人に聞いたが、あぜ道、道路の脇、どんなところで土地は利用されていると言われ、放棄地の意味を理解してもらえなかった。日本では、法的主義精神があっても、今後、何世代にわたって土地の境界や相続関係がいっそう不明になり永遠に放棄地は増えていく。良い知恵は本当はないのだろうか。

政策解説

予防接種部会の第二次提言について

厚生労働省健康局結核感染症課長 正林 督章

予防接種部会について

平成24年5月23日に、厚生労働大臣の諮問機関である厚生科学審議会予防接種部会が「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)」を取りまとめた。本稿ではその概要について紹介したい。

予防接種部会(部会長：加藤達夫・独立行政法人国立成育医療研究センター(名誉総長))は、平成21年の新型コロナウイルスインフルエンザの流行時の予防接種に対する関心の高まりを受けて同年12月に設置され、以後2年半の間に計22回にわたって精力的な議論が行われた。全国町村会からも、行政委員会副委員長の古木哲夫・山口県和本町長に参加いただいた。

予防接種部会では、当初は緊急の新型コロナウイルス対策を議論したが、その中で「ワクチン・ギャップ」の問題への対応をはじめ、我が国の予防接種制度全般に関する抜本的な見直しが必要とされた。第二次提言を受けて、今後予防接種法の改正を目指していくが、これは新たなワクチンの追加を伴う法改正としては、平成13年に高齢者のインフルエンザを追加して以来10年以上ぶりと

第二次提言の概要について

現在の予防接種法に基づく定期接種は市町村の自治事務であり、新たなワクチンを定期接種化するために必要な財源の確保や接種費用の負担のあり方に関して、市町村等関係者と十分に調整しつつ検討を進めることを前提に、予防接種部会としては「予防接種法の改正法案を早期に国会に提出することを期待する」としている。

(1) 予防接種制度の見直しの目的

予防接種は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、国民の生命と健康を守る重要な手段である。特に、子どもの予防接種については、次代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たす。

我が国では、副反応の問題などを背景に予防接種行政に対して慎重な対応が求められてきた経緯から、WHOが勧告しているワクチンが予防接種法の対象となっておらず、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない「ワクチン・ギャップ」の状態が生じている。これに対応するため、ワクチンの安全性・有

効性や費用対効果なども考慮しつつ、必要なワクチンについては定期接種に位置つける。

また、施策の専門性や継続性が確保されにくいという課題も指摘されており、予防接種部会の取組を発展的に引き継ぎ、予防接種施策を中長期的な観点から総合的かつ恒常的に評価・検討する仕組みの導入が必要である。

さらに、予防接種は国民全般を対象に実施する一方、避けることのできない一定の副反応リスクを伴うことを踏まえ、幅広い国民の理解を得ながら透明性・客観性のある制度とするとともに、その適正な実施を確保することが重要である。

(2) 予防接種の総合的な推進を図るための計画

予防接種施策の一貫性や継続性が確保されるためには、国民、国、地方自治体、医療機関、ワクチンの製造販売業者などの関係者が中長期的なビジョンを共有し、連携・協力することが必要である。そのため、予防接種の総合的な推進を図るための計画を策定し、5年に1度を目途に見直しを行う。

政 策

図1 予防接種法の概要

<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する ○ 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る
<p>概要</p> <p>対象疾患：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 一類疾病 (集団予防に重点、努力義務あり) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、痘そう <small>※痘そうについては政令事項とされている。また、現在痘そうにかかる予防接種は実施されていない</small> ■ 二類疾病 (個人予防に重点、努力義務なし) インフルエンザ <p>実施主体：市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期接種にかかる費用は、市町村が負担 (経済的困窮者を除き、被接種者からの実費徴収が可能。) ○ 予防接種により健康被害が生じた場合には、医療費・医療手当、死亡した場合の補償(死亡一時金等)、障害年金等が支払われる

(3) 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンの追加

平成23年3月の「ワクチン評価に関する小委員会報告書」の通り、医学的・科学的観点からは、7ワクチン(子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎)について、広

く接種を促進することが望ましい。ただし、新たなワクチンを定期接種化するには、安全かつ安定的なワクチン供給・実施体制の確保や継続的な接種に要する財源の確保が必要である。子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンについては、平成22

年度から基金事業の形で全ての市町村が実施しており、23年度4次補正予算に基づき本年度末まで事業を継続できるが、来年度以降も円滑な接種を行えるようにする必要がある。 □タウシルスワクチンについては、最近2種類のワクチンが薬事法の承認を受けたことを踏まえ、年内を目途に専門家による評価を行っている。

(4) 予防接種法上の疾病区分

疾病やワクチン効果の特性に応じて1類疾病と2類疾病に分類し、接種を受ける努力義務や接種勧奨に差を設けることは一定の合理性があり、現行の2類型を維持することが適当である。

7ワクチンを予防接種法に位置づける場合の分類案は、1類疾病のうち集団予防を図る目的で予防接種を行う疾病は、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ。1類疾病のうち、感染し長期間経過後に重篤になる可能性が高いことによる重大な社会的損失の防止を図るものは、子宮頸がん、B型肝炎。個人予防目的に比重を置く2類疾病は、成人用肺炎球菌。

新たな感染症の発生やワクチンの開発などの変化に応じ、機動的に対応

象疾病を見直すため、2類疾病についても1類疾病と同様に政令で追加できるようにする。

(5) 接種費用の負担のあり方

予防接種法の定期接種は市町村の支弁により実施されている自治事務であり、地域住民の健康対策の一環として長年にわたる市町村の尽力で安定的に運営されている。経済的理由により接種費用を負担できない場合を除いて接種時に実費を徴収できるが、その一方でほとんどの市町村では、実費の徴収を行わず公費で負担している。

一方、定期接種化を検討している3ワクチンについては、平成22年度から公費負担対象者が9割相当となるよう必要な経費を公費負担する仕組みを国として導入することにより、接種の促進を図っている。

接種費用の負担のあり方については、これらの事情にも留意し、市町村等関係者と十分に調整しつつ検討するべきである。

予防接種に公的保険を適用することについては、医療保険制度の目的に関わる重要な変更であり、他の地域保健事業との関係や極めて厳しい医療保険財政などの課題があり、国民的な議論が必要である。

図2 予防接種制度の見直しについて（第二次提言）の概要

平成24年5月23日
厚生科学審議会
感染症分科会
予防接種部会

<p>1. 見直しの目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの予防接種は、次代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たす。 ○ワクチン・ギャップに対応し、予防接種施策を中長期的な観点から総合的に評価・検討する仕組みを導入。 	<p>2. 予防接種の総合的な推進を図るための計画（仮称）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価・検討組織で5年に1度を目途に見直す。 	<p>5. 接種費用の負担のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期接種は市町村の支弁による自治事務であり、地域住民の健康対策として安定的に運営されている。低所得者を除き実費徴収できるが、ほとんどの市町村では実費徴収せず公費負担。 ○3ワクチンは22年度から公費負担対象者が9割相当となる仕組みを導入し、接種促進を図っている。 ○接種費用の負担のあり方について、市町村等関係者と十分に調整しつつ検討。 	<p>9. 副反応報告制度、健康被害救済制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○副反応報告を医療機関に義務づけ、薬事法上の報告と一元化。 ○PMDAが情報整理・調査を行い、医療機関等は調査に協力するよう努める。 ○評価・検討組織が評価を行い、国が必要に応じて接種の一時見合わせ等の措置を講ずる。 ○一般から寄せられる副反応情報を含め、幅広く情報収集。
<p>3. 予防接種法の対象疾病・ワクチンの追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医学的観点からは、7ワクチン(子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎)について、広く接種を促進することが望ましい。 ○新たなワクチンの定期接種化には、継続的な接種に要する財源の確保が必要。 ○子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンは、24年度末まで基金事業を継続できるが、25年度以降も円滑な接種を行えるようにする必要がある。 ○口タは24年内を目途に専門家の評価を行う。 	<p>6. ワクチン価格等の接種費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン価格の実態等を勘案しつつ、予防接種施策の効率的な実施に必要な措置を講ずる。 ○適切な問診料の水準について検討。 	<p>7. 予防接種に関する評価・検討組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療関係の専門家、地方自治体、経済学者、法律家、メディア等を委員とし、傍聴者から発言を求めることも検討。 ○公募枠の導入など、公開性・透明性を一層高めるための方策を検討。 ○現在の予防接種部会を発展的に充実化。厚労省健康局が国立感染症研究所等と連携して事務局を務め、体制を充実・強化。 	<p>10. 接種方法、接種記録、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接種記録は、予防接種台帳のデータ管理の普及や活用について、さらに検討。 ○予防接種の意義やリスクに関する分かりやすい情報提供が重要。
<p>4. 予防接種法上の疾病区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○疾病区分の2類型を維持。 ○機動的な見直しのため、2類疾病についても政令で対象疾病を追加できるようにする。 ○「1類・2類疾病」の名称は、変更を検討。 ○7疾病の分類案 <ul style="list-style-type: none"> ・1類疾病 <ul style="list-style-type: none"> 要件①：集団予防を図る目的 【ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ】 要件②：致死率が高いこと等による重大な社会的損失を図る目的 【子宮頸がん、B型肝炎】 ・2類疾病：個人予防目的に比重 【成人用肺炎球菌】 	<p>8. 関係者の役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、地方自治体、医療関係者、ワクチン製造販売業者等の役割分担を「2」の計画で定める。 	<p>11. 感染症サーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種が有効か、新たに導入すべきワクチンはあるか等を随時評価。 	<p>12. ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要とされるワクチンに関して、研究開発の優先順位や方向性を提言。 ○ワクチン製造販売業者等の研究開発力を強化し、国際競争力を確保。

(6) ワクチン価格等の接種費用

現下の厳しい財政状況を踏まえ、今後新たなワクチンを定期接種化するに当たっては、より一層効率性の観点が必要となる。

国は、ワクチン価格等の実態や他の先進諸国との接種費用の差などを勘案しつつ、効率的な実施のために必要な措置を講ずる。

地方自治体は、委託契約価格の地域差などを勘案しつつ、市町村によるワクチンの入札・一括購入方式等の先進的な事例も参考に、予防接種事業の効率的な実施に努める。

現状では、卸売販売業者から医療機関への実販売価格や市町村と医療機関との委託契約価格などの実態を十分に把握できていないため、地方自治体等の協力を得て実態調査を行う必要がある。

問診料等については、委託契約価格の実態について地方自治体への調査を実施するなど、適切な問診料等の水準のあり方について検討する。

(7) 予防接種に関する評価・検討組織

予防接種施策全般について中長期的な課題設定の下、科学的知見に基づき評価・検討を行い、厚生労働大臣に提言する評価・検討組織を設置する。

その委員は、小児科医、感染症専門家等の医療関係者、地方自治体、経済学者、法律家、メディア等とし、国民的な議論を行う。傍聴者から発言を求めることも検討する。

年2〜4回程度の開催を前提に計画的な議題・日程設定を行い、公募枠の導入など公開性・透明性を一層高めるための方策を検討する。

位置づけは、現在の予防接種部会を発展的に充実させる。厚生労働省健康局、医薬食品局、国立感染症研究所の連携による事務局の充実・強化を図る。

(8) 関係者の役割分担

国は、対象疾病及び対象者の決定、ワクチンの承認審査、ワクチンの研究開発の促進と安定供給の確保、副反応報告の収集・評価などを担う。

都道府県は、医療関係者の研修、緊急時におけるワクチンの円滑な供給の確保や連絡調整などを担う。

市町村は、接種の実施主体として、適正かつ効率的な予防接種の実施の確保、健康被害の救済、住民への情報提供等を担う。

(9) 副反応報告制度

予防接種による副反応報告を医療機関に義務づけ、予防接種法上の副

政 策

反応報告と薬事法上の副作用等報告の報告ルートを厚生労働省宛てに一元化し、厚生労働省は速やかに関係地方自治体に情報提供する。

個別事例について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による情報整理・調査に基づき、評価・検討組織が評価を行った上で、国が必要に応じて接種の一時見合わせ等の措置を講ずる。

一般から寄せられる副反応に係る情報も重要であり、予防接種法の対象外のワクチンによる副反応情報を含め、できるだけ幅広く情報収集に努める。

(10) 接種記録、情報提供

接種記録については、未接種者の把握による接種勧奨を通じた接種率の向上等を図るため、予防接種台帳のデータ管理の普及や活用のあり方について、社会保障・税番号制度の導入に向けた状況も考慮しつつ、さらに検討する。

国民が正しい知識を持って接種の判断を行うため、予防接種法の対象外のワクチンも含めた推奨接種スケジュールのほか、予防接種の意義やリスクに関する分かりやすい情報提供が重要である。

(11) 感染症サーベイランス

実際に検査・分析を担当する地方衛生研究所の機能強化を検討する。予防接種台帳のデータ管理の検討と併せて、接種者数・接種率を迅速に把握する仕組みの構築を推進する。

(12) ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保

ワクチン製造販売業者等の研究開発力の強化を図り、国際競争力のあるワクチン生産基盤を確保する必要がある。

被接種者の負担軽減、接種率の向上、接種費用の軽減等を図るため、混合ワクチンや経鼻ワクチンなど利便性の高いワクチンの研究開発を進める。



以上の提言をまとめるまでの予防接種部会における地方自治体の関係者の皆様のご協力を感謝を申し上げます。今後、予防接種法の改正法案の早期の国会提出に向けて、必要な財源の確保等について市町村等関係者の皆様と十分に調整させていただき、引き続きご協力を何卒お願いしたい。

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。
ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



長野県の南部、南アルプスと中央アルプスに囲まれた「伊那谷」の中にあらずむ私たちの町、高森町。昭和32年に市田村と山吹村が合併し、今年7月には町制施行55周年を迎えます。面積45・26km²の中に約13、500人の人が住み、天竜川をはじめとした豊かな自然と歴史文化に恵まれ、そして隣接する飯田市をはじめとした市町村を結ぶ幹線道路を中心に商業施設や工業団地も立ち並び「自然と都市が調和した」町です。この恵まれた環境に囲まれた当町は、各種農産物の南限・北限の境界に位置し、一年中おいしい果物や野菜を収穫することができます。



その中でも当町の一番の特産品は「市田柿」です。平成18年に長野県で初めて地域団体商標登録（地域ブランド）を受けました。旧村名の「市田」を冠するこの干し柿の発祥の地は、ここ高森町なのです。10月下旬から11月にかけて綺麗に色づいた市田柿の収穫が始まり、皮むき・柿つるしが始まります。以前は手作業であり本棟づくりの民家の軒先につるされた「柿すだれ」の風景はこの飯田下伊那地方の初冬の風物詩でしたが、今では食品衛生上の問題でその姿は減りつつあります。加工技術は機械化されても先人たちの精神や知恵は受け継がれ、農家の皆さんの丁寧な仕事で、美しくおいしい市田柿が出来上がります。天竜川からの「朝霧」による適度な湿度、そして日中の温暖な気候の「乾湿の繰り返し」で、本来持つ糖分が白く表面に浮かび上がります。これが市田柿のおいしさの秘

「市田柿」発祥の里

現地レポート
町村独自のまちづくり

高森町の「PRIDE」「FUN」「LOVE」をデザインする
「タウンプロモーション」の取組



たか もり まち
長野県 高森町

△ 「市田柿」は、平成18年に地域ブランドとして登録された南信州を代表する特産品

フォーラム

密です。

飯田下伊那地方(南信州)を取り巻く状況

わたしたちの高森町を取り巻く状況は大きく変化しています。高森町があるこの飯田下伊那地域は人口17万、面積は香川県に匹敵する地域です。この地域は、少子高齢化や人口流出などの影響で1年間で約1、200人減少しており(平成22年度国勢調査結果より)課題の一つとなっています。平成17年には飯田下伊那14市町村で「南信州定住自立圏」協定を締結し、この課題解決に向けて一丸となって取り組んでいます。この人口減少のような内部環境の変化に加え、2027年に開通予定

の「リニア中央新幹線」、また愛知県、静岡県、そしてこの南信州地域を結ぶ「三遠南信道」の動きなど、外部環境の面でも大きく変化しています。

高森町のC(コミュニティ・アイデンティティ)を創ろう!

高森町では平成19年度より「たかもり★みらい議会(町内の小中学生による模擬議会)」を開催しています。担当職員の間で「高森町に住んでるって素晴らしい!ってみんなが思えるものを、何か作り出せないか」と悩んでいたところ、平成22年度に開催されたこの「たかもり★みらい議会」で「高森町を元気にするためには、キャラクターを作って、たくさんの人たちと交流したらどうですか?」と小生議員から提案を頂きました。



柿丸くん

全国の自治体キャラクターを見ると有名なデザイナーや漫画家に依頼する事例は多く見られますが、高森町のアイデンティティの確立や誇りや自信を生み出すには「住民

の皆さんに作ってもらわなくては意味がない」と考え、あえて町内在住・通勤・通学、そして出身者の方に限定し、約1か月かけてキャラクターとキャッチフレーズを募集しました。また選挙の際にも町民の皆さんを中心に委員になっていただきました。その後は町内の主要施設にて投票所を設置し、今度は町外から買い物等に來られる他市町村の方々も含め投票を行いました。実はこの投票を行ったのにも狙いがあります。住民の皆さんから応募された作品のどれも、高森町の自慢できるところや良いところ、また歴史や風土を背景にデザインされたものばかりだったからです。そのため投票というプロセスを設けることが高森町をPRできる一つの場となると考えたわけです。最終的には総数3000を超える投票をしていただき、その投票結果を判断材料に高森町のキャラクターとキャッチフレーズが決定しました。誕生した高森町のキャラクターは「柿丸くん」。高森町の特産品である市田柿をモチーフにして、山と川をイメージした衣装を着ている元気な男の子です。キャッチフレーズは「元気もりもり あったかもり」。いつまでも元気であったかいい心を持った高森町の人々をイメージしています。6月末には着ぐるみも完成予定。町内外を問わず、高森町をPRしていくという計画しています。

AKY48!?

高森町に住みたい、という方々には「空き家情報バンク」制度を展開。通称「AKY48(空き家使用・あきやしよ)プロジェクト」です。町内から情報提供があった空き家と高森町に住みたいという人をつなげるプロジェクトです。ただし役場が行うのは主にWEBによる情報収集や情報提供のみ。実際の契約などの業務は町内の不動産業者の皆さんにお任せしています。行政と企業のそれぞれの長所を活かし、高森町に住みたい人を支援します。またこの空き家情報については、近日中に高森町を含む下伊那北部5町村でそれぞれの空き家情報のページを通じて相互リンクを行う予定です。

SNSを活用した情報発信

また最近ではSNS(Social Network System)を活用した情報発信にも力を入れています。140文字までのミニブログ「Twitter」は飯田下伊那地方でも自治体の公式Twitterとしては一番初めに導入。WEBページの更新情報を中心に、町の最新情報をお知らせしています。桜の時期には開花状況を逐一報告。今年も多くの皆さんが高森町に來て下さりました。またYouTubeやUSTREAMなど、動画配信もスター

フォーラム

◁ SNSを活用した情報発信



ト。先ほどの桜の状況をYouTubeにて公開したところ、おそろく出身者と思われる方から「本当に懐かしい」とのコメントをいただきました。その他にも、天竜川でカヌーに親しむ様子や景観情報などを公開しています。平成24年4月からは町長をはじめ、各課の担当課長による予算説明の動画を公開し、町CATVのアーカイブ的な側面も持たせながら、町の動きをPRしています。

「こんないいところ」(景観) あったかもり

もちろん町民のみなさんによるPRも活発です。リニア到来を見据えて、町内有志のみなさんによる「こんないいところ(景観) 見つげ隊」という団体が発足しました。高森町の「守りたい、残したい景観」を考え、後世に伝えていきたい景観や建築物、そして作業風景までを写真におさめ、データベース化したものを広報やWEBに掲載しています。また隊員以外の町民の方々からも情報を頂いています。これを「こんないいところ(景観) あったかもり」というプロジェクトとして、展開しています。今後は集めた景観情報をもとにマッピング作業やカテゴリー分けを行い、リニア到来時代の高森町の土地利用、そしてあるべき姿につなげていきたいと考えています。前述の町YouTubeでも「こんないいところ(景観) 見つげ隊」のみなさんの景観情報を動画にてアップしています。

高森アルプスサーモン丼

「美味しい高森町を創ろう！」を合言葉に、高森町のご当地グルメを創ろうとする動きも出ています。町内の飲食店の皆さんによって「高森町ご当地グルメ検討委員会」が発足。ニシマスを掛け合わせたアルプスサーモンの切り身の色が、高森町の特産品「市田柿」の色と似ていることから、このアルプスサーモンを使った「高森アルプスサーモン丼」を開発。今では町内の7店舗にて、色も鮮やかで味も最高な丼を堪能することができます。町の収穫

祭のみならず、近隣のイベントにも積極的に参加し、高森町の新しいご当地グルメを広めてくれています。今では「アルプスサーモン・バーガー」「アルプスサーモン・ライスコロッケ」も開発! これからの動きが楽しみです。

TAKART(タカート) II TAKAMORI(高森) + START(新しい出発) + ART(創造)

若い世代によるタウンプロモーションも活発です。平成20年に発足した町内の30歳代〜40歳代の異業種のメン



▷高森町の新しいご当地グルメ「アルプスサーモン丼」

バーによる「TAKART」。若さゆえの大胆な発想や行動力を活かしながら、町内の小学校の桜をライトアップする「日本の学校桜INキャンドルナイト」、天竜川をタイヤチューブで流れる「Water Tube Adventure」、昔ながらの市田柿の皮むきや柿つるしを子どもたちに体験させる取組などの活動を行っています。平成23年には高森町のまちづくりやリニア時代の未来戦略、高森町の中心を調査するなど、独自の切り口で高森町をPRするフリーペーパーを発刊。今後何かを起こしてくれるような予感がしています。



▷フリーペーパー「TAKART」

フォーラム

課題

このようなタウンプロモーションを展開しながら、多くの課題もあります。今までの高森町は、ある意味恵まれた環境にあったと言えます。自然と都市がうまく調和しているため、人口に関しては南信州全体で減少の中にありながら微増となっていました。そのような理由もあってか、自分の町の特産品や景観などを積極的にPRする土壌や風土が育ってこなかったと言えます。また行政側も、効果的な情報発信の手法や外部人材や民間企業とのコラボレーションを可能とする組織体制や意識・スキル等が整っていないという課題があります。タウンプロモーションは決して行政だけではできない分野です。行政の強みと民間企業や外部人材の強みを組み合わせ、それぞれの責任と役割の中で相乗効果を生み出しながらタウンプロモーションを行うことが重要です。そのために町内の民間企業との連携や外部から専門家をお招きするなど、町内外の異業種・異文化の人たちとのつながりが解決方法になると考えています。高森町でも平成24年度より南信州広域連合の事業を通じて愛知大学とタウンプロモーションに関して連携を行う計画です。大学や学生が持つ「学術的視点」「外部的視点」「若者の視点」の3つから、高森町の魅力を

または埋もれている地域資源を発掘し、一緒に磨いていければと考えています。タウンプロモーションは気を付けていないと目先の派手さや利益を求めるあまりに、町としての本当に大切なものを失ってしまう危険性があります。タウンプロモーションの基本は「自分たちの足元にある『光』を『観』る」こと。それらを通じて「高森町に住むことを誇りに持ち(PRIDE)」「高森町のファンになり(FUN)」「高森町を愛してくれる(LOVE)」人々を増やすことがタウンプロモーションだと考えています。だからこそ行政のみならず、民間企業、外部人材、近隣市町村や時には全く違う地域との自治体や団体ともつながり、多様な価値観や視点を「自分の町の写し鏡」として活かし、行政はその触媒としての機能やスキル等を習得しながら常についていくことが重要です。高森町の宝を見つけ磨き、「PRIDE」「FUN」「LOVE」をデザインする、そんな意識を持って、今後も高森町のタウンプロモーションを進めていこうと思っています。

(経営企画室 清水 衆)

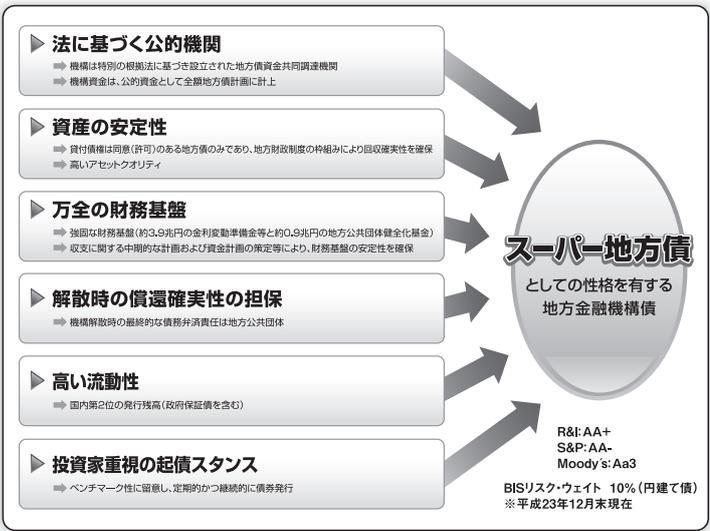
高森町公式WEB <http://www.town.takamori.nagano.jp/>
 高森町公式Twitter <http://twitter.com/takamoritown/>
 高森町公式YouTube <http://www.youtube.com/user/tkcanoe>

支えます、豊かな暮らし
お手伝いします、魅力ある地域づくり

地方金融機構債券の紹介

地方公共団体に対する貸付等に必要資金調達は、政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債券(地方金融機構債券)の発行を基本とし、必要な資金を安定的に資本市場から調達しています。

地方金融機構債券は、強固な財務基盤等を背景に安全性の極めて高い債券です。



当機構の詳細についてはホームページをご覧ください。 <http://www.jfm.go.jp/>

随 想

新燃岳(霧島山)と共に
生きる



宮崎県高原町長 日高 光浩



嬉しいニュースが、新緑まぶしい五月八日に届きました。わが町の「広報たかはる」が、日本広報協会主催の平成24年全国広報コンクールにおいて、町村の部広報写真(組写真)の部で見事、一席に輝いたのです。その写真とは、平成23年1月26日、300年振りに爆発的マグマ噴火を起こした「新燃岳大噴火」です。

この度の新燃岳噴火災害に際しまして、全国各地より温かいご支援とご援助を賜りました。心よりお礼と感謝を申し上げます。

全国の皆さまのお心とともに、今回、この明るい話題は「被災したまち、たかはる」から「復興したまち、たかはる」に向け、町民一丸となって、懸命に取り組んでいるわが町にとりまして、さらに勇気と元気を与

えてくれました。

高原町は、宮崎県の西南部霧島山の東側に位置いたします。人口9800人、黒毛和牛の生産が盛んな農業の町です。高原の名前の由来は、天上の国「高天原」が転化をし、現在の高原になったと言われております。

今回の噴火は、一瞬にして、平穏な町民生活を一変させました。

①避難勧告の発令と避難所運営の困難性

火砕流発生のあるとの情報により、ハザードマップに基づく地域への勧告を発令

②二次災害を防ぐため、避難地域内の家畜の移動による一時避難

③降灰の影響による農作物等、各種被害への対応

④土石流対策等、いろいろな教訓も学ぶことができました。新燃岳を含む霧島山からの豊富な水は、日本の食糧供給基地として、地域の農林水産業の発展を、温泉は、山麓の活性化に大きく寄与しております。火山からの多くの恵みに感謝をいたしながら、風光明媚な霧島山と共生するためには、火山活動に対する意識をこれまで以上に高めていく必要があります。

高原町は、NPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。今、全国、44の町や村、地域の仲間と一緒に、失ったら二度と取り戻せない、そんな日本の農山村の景観や環境・文化を守る活動に取り組んでいます。

加盟以来、わが町をよりきれいに、さらに美しくしたいというポランティアの方々の活動が増えていきます。このことは、町民自らが高原町に誇りを持ちながら、将来にわたって美しい町づくりが展開されていくものと大きな期待とともに、夢が広がります。

本年、10月3・4・5日は、高原町において、連合の全国フェスティ

バルが開催されます。連合が定める加盟条件は、2つ以上の地域資源があることです。高原町の地域資源の一つ目は、天孫降臨の舞台となった霊峰高千穂峰や新燃岳を含む「霧島山」です。二つ目は、四百年以上の歴史をもち、国の重要無形民族文化財に指定されている祓川神楽と狭野神楽で、「高原の神舞」として有名です。

フェスティバル会場は、高千穂峰の麓、第一代天皇となられた「神武天皇」生誕の地でもあります「皇子原」公園です。

今年、「古事記」編さん千三百年の記念すべき年でもあります。日本の神話、歴史、古代史とのかかわり深い地で、かがり火が焚かれる中、勇装な神楽舞を堪能していただきます。

また、日本一の「宮崎牛」と地元の手作り料理に舌鼓を打っていただく「おもてなし」を計画中です。

今、まさに気合が入っています。

高原の地から
「がんばろう 日本」
「がんばろう 東北」
「がんばって たかはる」です。



サマージャンボ 同時発売 2000万サマー

1等・前後賞合わせて5億円(1等 4億円、前後賞 各5千万円)

1等 2千万円×450本

2012年市町村振興宝くじ

7月9日(月)発売

発売期間 7月9日(月)~7月27日(金)
抽せん日 8月7日(火)



この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

財団法人全国市町村振興協会